

# 平成22年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成22年2月15日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

- 1. 平成22年2月15日(月)午後3時00分 開会
- 1. 平成22年2月15日(月)午後5時00分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 児玉裕一	2番 佐藤孝次	3番 佐藤峯夫	4番 高橋 猛
5番 茂木 隆	6番 橋本五郎	7番 藤原万正	8番 伊藤福章
9番 大野忠夫	10番 富岡喜芳	11番 門脇健郎	12番 澁谷俊二
13番 大山利吉	14番 佐藤文子	15番 田口喜義	16番 熊谷隆一
計 16名			

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	消防長 高橋庄孝	消防次長 伊藤和美
角館消防署長 菅原達美	消防総務課長 伊藤等	介護保険事務所長 佐々木勝
角間川更生園長 樫尾正義	管理課長 堂本義則	管理課副主幹 久米 正
介護保険事務所主幹 伊藤忠彦	介護保険事務所主幹 藤井直樹	
角間川更生園主幹 久米勇太郎	管理課主査 藤原忠臣	管理課主任 奈良ルミ子

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第3号 平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第4号 平成21年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第5号 平成21年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ( 6 ) 議 案 第 6 号

平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について(7)議案第7号

平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算

- (8) 議案第8号 平成22年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算
- (9) 議案第9号 平成22年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算
- (10) 議案第10号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について
- (11) 議案第11号 副管理者の選任につき同意を求めることについて

議 長

(児玉裕一君)

これより平成22年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

管理者から招集のあいさつがあります。栗林管理者。

管理者

(栗林次美君)

本日、平成22年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案2件、補正予算3件、平成22年度当初予算3件及び単行案2件の合計10件であります。当組合の専任の副管理者の任期が平成22年3月31日をもって満了いたしますので、その選任に係わる人事案件を追加提案させていただく予定であります。

この後事務局に説明させますが、各案件につきまして、よろしくご審議のうえご承認並びにご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の報告及び本年度主要事業の進捗状況並びに平成22年度の主要事業の概要についてご報告させていただきたいと存じますが、その前に、当組合消防本部職員の不祥事について、ご報告並びにお詫び申し上げます。

昨年11月26日に「著作権侵害」の疑いで東京地方検察庁に書類送検された消防本部職員による不祥事につきましては、議員の皆様をはじめ圏域住民の皆様並びに関係各位に対しまして、多大なご迷惑をおかけいたしました。ここに深くお詫び申し上げたいと存じます。

本人には、公務員としての信用並びに大曲仙北広域消防職員の信用を失墜させたものとしてその責任は重大であり、12月4日付けで停職3カ月の処分としております。また、管理監督責任として消防長以下幹部職員には文書による訓告処分、専任の副管理者には口頭による嚴重注意処分としております。

この度の不祥事は、公務員倫理に欠ける行為で誠に遺憾であり、事の重大さを肝に命じて、組織として信頼の回復に全力を挙げて取り組んでまいりますので、今後ともよろしくご指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、まず始めに平成22年度当初予算の概要についてご報告申し上げます。

一般会計と2特別会計を合わせた平成22年度当初予算の総額は164億4,155万6千円であり、経常的な経費の抑制に努めたものの、前年度当初比較で4億1,206万2千円、率にして2.57%の増となっております。

これは、介護保険事業における各種介護サービス給付費の伸びが見込まれることにより、保険給付費が約5億600万円の大規模な増額となることによるものであります。

また、構成市町負担金につきましては、前年度当初と比較して9,076万2千円、

率にして2.11%増の総額43億8,993万3千円となっておりますが、これにつきましても介護保険の給付費増額が要因となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、各負担金のうち消防費と介護保険費の負担割合につきましては、合理性が伴わなくなってきたとの理由から、平成20年度から21年度にかけて担当課長による4回の協議を重ね、新たな負担割合を定めております。合わせて、激変を緩和するため期間を5年間と定め、平成22年度当初予算から反映させておりますのでご報告申し上げます。

当初予算の内容につきましては、議案審議において鎌田副管理者が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

次に、消防関係について申し上げます。

平成21年度の消防車両関係であります。東分署・協和分署配備の消防ポンプ自動車につきましては、平成22年1月18日に納車となり、それぞれ配備を完了しております。

また、大曲消防署配備の高規格救急車及び南分署配備の救急車につきましては、2月24日に納車となる予定であります。

次に、平成22年度の主な事業についてであります。車両関係につきましては、車令15年以上経過し老朽化した大曲消防署・角館消防署・西分署のポンプ自動車、合わせて3台の更新による購入経費を予算計上させていただいております。

また、消防用活動服についてであります。現在の活動服は平成15年に貸与されたものであり、災害現場でも着用することから摩耗が著しく、全職員分250着を更新する予定としております。

次に、女性消防士2名の勤務体制を日勤から宿直を伴う隔日勤務とするための対応であります。一部休息用の部屋に関しましては内部を改装いたして対応しておりますが、仮眠室、更衣室及びトイレ等につきましては、大曲消防署庁舎の改修工事費として予算計上させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

次に、斎場関係について申し上げます。

**当組合中央斎場と大仙市西仙北火葬場の共通した課題となっております施設の老朽化に伴う合築計画**につきましては、当初平成25年度としていた完成目標時期について、構成市町の財政負担等を考慮して平成26年度の完成を目途にしたいと考えております。

また、昨年より県内外の先進地視察や構成市町の事務担当者との検討を進めておりますが、改築検討委員会を中心に、来年度には基本計画を策定したいと考えており、委員の報酬やコンサルへの業務委託経費を計上させていただいております。

次に、休日救急医療連携事業について申し上げます。

現在、大曲仙北医師会・仙北組合総合病院・当組合の3者連携のもと、仙北組合総

合病院内で事業を実施しておりますが、11月の議会定例会でご報告申し上げましたとおり、現在医師会と仙北市立角館総合病院との間で実施している同事業を、大曲地区同様3者連携事業として平成22年4月から実施が可能であるとの結論が出されたところであります。

診療回数につきましては、当面の間第4日曜日の月1回とし、これに係る医師派遣料等の経費を予算に計上しております。

なお、仙北組合総合病院での休日救急医療連携事業において、急増した新型インフルエンザ患者への対応のため、発熱外来センターへの出務要請があり、昨年11月から本年1月3日まで協力を致したところであります。

次に、後三年鴻声の里の移転改築事業について申し上げます。

社会福祉法人水交会において、昨年12月15日に建築・機械設備・電気設備の3つの工事の指名競争入札を実施いたしました結果、外構工事を含む建築工事につきましては、「小田島・シブヤ・はりま特定建設工事共同企業体」が4億3千29万円で、機械設備工事につきましては、「朝日水道・フジヤ特定建設工事共同企業体」が1億4千259万円で、電気設備工事につきましては、「羽後電設工業株式会社大曲営業所」が6千541万5千円でそれぞれ落札いたしました。

翌日に契約を締結いたしまして、工期は平成21年12月17日から平成22年1月30日までとし、平成23年1月からの新施設開所に向けて進めているところであります。。

また、角間川地区で改修しておりました男性用ケアホームにつきましては、11月の議会定例会でご報告申し上げましたとおり11月4日に完成しております。

また、藤木地区に改修しておりました女性用ケアホームにつきましても、12月9日に完成しております。今後、宿泊訓練を重ね、平成22年4月の事業開始に向け準備を進めているところであります。

最後に、介護保険関係について申し上げます。

まず始めに、地域支援事業の中で実施しております配食サービス事業の補助金返還について、ご報告並びにお詫びを申し上げます。

当事業は国及び県の補助事業として、調理が困難な高齢者に対し、安否確認や栄養改善も兼ねまして、一定の利用者負担を求めて実施しております。

従来、市町村が実施主体となってきた当事業は、平成18年度からは改正介護保険法に新たに制度化された地域支援事業に位置づけられたことから、以降、保険者である当組合で予算措置をし、構成市町設置の地域包括支援センターに業務委託をして実施してきたところでありますが、平成17年度に行われた国の制度改正により、住民税課税世帯については食材費に加えて調理費相当分も利用者負担として徴収すべきところ、事務の引き継ぎの不手際と広域としての制度理解が不十分であったため、これを徴収せず従来そのまま補助金を受けていたものであります。

今般、全国一斉に行われた厚生労働省の調査の結果、すでに精算済みとなっている平成18年度・19年度の2カ年分につきましては、国・県合わせまして207万3,536円が返還対象となった次第であります。

これらに要する財源については、構成市町負担金の繰越金を充てることとなりますが、平成20年度分の国・県補助金152万1,607円につきましては、今年度末に事業実績を変更して精算することになり、平成21年度分についても次年度に同様の取扱いとなりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

このような事態となったことにつきましてお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に万全を期してまいりたいと存じます。

次に、平成22年1月分データによる現況を申し上げます。

管内65歳以上の第1号被保険者は44,869人、要介護認定者8,004人、サービス利用者6,586人であり、前年同月比で第1号被保険者が93人減、要介護認定者が203人増、サービス利用者が183人増であり、被保険者数の伸びはありませんが、認定者数、サービス利用者数の増加は依然として続いており、この結果、第1号被保険者の認定率は16.8%から17.3%へ、認定者のサービス利用者の割合は82.3%となっております。

平成21年度は、保険給付費と地域支援事業費については減額、総務費・基金積立金・諸支出金等については増額が見込まれるため、今次定例会において予算の補正をお願いしております。

平成22年度は、保険給付費については総額127億8,333万3千円、前年度比5億627万6千円の増額、率にして4.1%の増を見込んでおりますが、これは要介護者の増に加え、新たに特別養護老人ホームの増床や短期入所者生活介護施設、いわゆるショートステイなどの新たな介護施設の増加に伴うものであります。

また、保険者である当組合が新規に指定する地域密着型事業所といたしましては、グループホーム1ユニット9床、地域密着型特定施設入居者生活介護18床、小規模多機能型居宅介護2カ所などを予定しております。

以上、招集の挨拶並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶と諸般の報告とさせていただきます。

議長 (児玉裕一君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

それでは日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、15番、田口喜義君、16番、熊谷隆一君、2番、佐藤孝次君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

日程第4「議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

それでは、「議案第1号」と「議案第2号」を一括してご説明申し上げます。

始めに、「議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、労働基準法の改正を踏まえた人事院勧告及び秋田県人事委員会勧告に基づき、1カ月に60時間を超える部分の時間外勤務について、時間外勤務手当の支給割合を現在の100分の125から100分の150に、午後10時から翌日の午前5時までの深夜勤務については100分の150から100分の175に、それぞれ100分の25引き上げるため、条例の一部改正を実施しようとするものであります。

また、「議案第2号」でご説明申し上げます「時間外勤務代休時間」を指定された場合において、その時間に勤務しなかった時は、現行の支給割合での時間外勤務手当を支給するものであります。

なお、施行日につきましては、平成22年4月1日からとしております。

次に、「議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案も、人事院勧告及び秋田県人事委員会勧告に基づくものでありますが、公務において、特に長い、時間外勤務を強力に抑制し、また、こうした時間外勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、1カ月に60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、時間外勤務手当を100分の25上乘せする部分の手当の支給に代えて、勤務することを要しない日又は時間、これを「時間外勤務代休時間」と言いますが、これを指定出来る制度を新設するため、条例の一部改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、「議案第1号の給与条例の一部改正」と合わせまして、平成22年4月1日からとしております。

以上、議案第1号と議案第2号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (児玉裕一君)  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

議員 (田口喜義君)  
はい、議長。

議長 (児玉裕一君)  
15番、田口議員。

議員 (田口喜義君)  
ちょっと教えていただきたいと思います。まず一つめには、労働基準法の改正というのがありまして、人事院勧告及び秋田県の人事委員会の勧告によるということでもありますけれども、この引き上げに基づく考え方について教えていただきたいと思います。二点目は、これによります平成22年度の時間外手当の数字はどのように生かせるのかこの点につきお答え願います。

議長 (児玉裕一君)  
はい、堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)  
はい、議長。一点目の労基法を踏まえた考え方についてでございますが、一カ月に60時間を超える時間外というものはなかなか発生はしない訳でございますけれども、特に長い時間外勤務を行った職員のその部分につきましては今よりも100分の25手当を引き上げて支給しましょうというのが労基法の改正の。

議員 (田口喜義君)  
今言われたところが分からない。長い勤務されたと言うところが分からない。

管理課長 (堂本義則君)  
長時間の時間外命令をされたという意味でございます。自分がしたと言うことではなく、勤務命令に伴って時間外勤務が行われるものでございますので、そういう命令を下された職員のその超えた部分について上乘せして支給しましょうということでございます。手当の額についてでございますけれども先程申し上げましたように、月60時間を超える時間外勤務はなかなか発生しない訳でございますが、来年度予算は現状のままで予算措置をさせていただいております。この改正があったからといって、その分上乘せして時間外勤務手当を予算化ということは特にしておりません。

議長 (児玉裕一君)  
はい、15番、田口議員。

議員 (田口喜義君)  
ただ今答弁いただいたんですけれども、そうしますと、いわば時間外命令を受けて長時間勤務された方ということですが、おそらくこれは特例というふうになるのかどうか分からないんですが実際どういう場面で時間外が発生するものでしょうか。

議 長 (児玉裕一君)  
はい、鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)  
私の方からお答えしたいと思いますけれども、当組合ではなかなかこういう事例は実際にはございません。例えば、介護保険法の改正等がありましてシステム改定を行わなければならないとかそういった場合に、ある程度の一定の時間内で行って行かなければならないと行った場合には、集中してかなりの期間に亘って残業しなければ間に合わないとか、例えばそういうことが当てはまってくるのではないかと思います。地方公務員ばかりでなく国家公務員も該当になるということでございます。国の場合はかなり長期の時間外勤務手当、こういったものは通常的に行われているということが相当あるのではないかと思います。従いまして当広域の場合、先程のご質問にありますように、こういう事例は当組合では発生しないということですので、時間外勤務手当にも配慮はされていないということで、現行のまま予算措置しているということとであります。

議 長 (児玉裕一君)  
はい、15番。

議 員 (田口喜義君)  
私も想像するには、おそらく広域消防の方で自然災害だとかそういうことが発生した場合、適用になって書き換えされたと考えたんですけれども、広域消防の方でこういった事例はないんですか。

議 長 (児玉裕一君)  
はい、高橋消防長。

消防長 (高橋庄孝君)  
はい、今まではこういう長時間にわたる時間外勤務手当の命令はございませんでした。

議 員 (田口喜義君)  
例えば勤務交代とかそういったことがスムーズにいつているからないということですか。

消防長 (高橋庄孝君)  
このように長時間やるということとはございません。勤務交代をしてやりますので、現実にはございませんでした。

議 長 (児玉裕一君)  
15番、よろしいですか。

議 員 (田口喜義君)  
はい。

議 長 (児玉裕一君)  
はい、栗林管理者。

管理者 (栗林次美君)  
これは各自治体でも条例の制定がやられると思いますけれども、大仙市ですと税務

課関係あたりが繁忙期が続きますので、それとあと財政課あたりがいろんな様々な事をやっている、これをないようにしなければいけないんですがやはり可能性はあると思います。

議長

(児玉裕一君)

他にございませんか。

(なしの声)

これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第1号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第2号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第3号 平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」

日程第6「議案第4号 平成21年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第1号)」

日程第7「議案第5号 平成21年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第3号)」

日程第8「議案第6号 平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」の4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長

(堂本義則君)

はい、議長。

議案第3号から議案第5号までの平成21年度2月補正予算と、議案第6号平成21年度組合経費に係る負担金の一部変更につきまして、一括してご説明申し上げます。議案説明資料3ページの総括表をご覧願います。

平成21年度最終となる今回の補正予算につきましては、一般会計が6,878万

7千円の減額となりますが、角間川更生園特別会計が1,423万2千円、介護保険特別会計が1億3,942万2千円のそれぞれ増額となることによる、合計では8,486万7千円の増額となり、補正後の予算総額を161億8,188万3千円とするものであります。

始めに、「議案第3号 平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

補正予算書は1ページ、議案説明資料は4ページからとなります。

今回の補正は、諸支出金は増額となりますが、民生費と消防費については減額となり、予算の総額から歳入歳出それぞれ6,878万7千円を減額し、補正後の総額を27億2,532万2千円とするものであります。

予算の内容について歳入からご説明いたします。補正予算書は7ページからご覧願います。

1款分担金及び負担金1項2目社会福祉法人助成費負担金は、7,202万6千円を減額するものであります。内訳であります。旧後三年更生園・現在の後三年鴻声の里の移転改築事業に係る施設本体建設工事につきましては、既に皆様にご説明しておりますとおり、本年度の単年度事業として計画していたものを、新たに創設された財政的に有利な国庫補助事業の利用により本年度及び来年度の2ヶ年事業に変更しており、本年度の負担金についても助成実績に合わせて減額するものであります。

8目消防費負担金は、682万1千円の増額をお願いするものであります。内訳は、人件費や物件費を減額したものの、車両更新事業に係る財源の一部を広域の起債から財政的に有利な構成市町の合併特例債に組み替えたことなどにより、トータルでは増額となるものであります。負担金は増額となる訳であります。実質的な構成市町の負担については今後の交付税算入により軽減されるものであります。

2款使用料及び手数料2項1目消防手数料は、危険物貯蔵設備の検査に係る申請件数が減少していることにより、34万4千円を減額するものであります。

3款国庫支出金の43万2千円の増は、高規格救急車更新に係る補助対象資機材を一部増設したことによるものであります。

4款財産収入の34万2千円の増は、財政調整基金利子の増額分であります。

5款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、4,962万3千円の減額であり、本年度取り崩す予定であった後三年更生園分の基金を、改築年度の変更に伴い来年度まで留保しておくものであります。

2項特別会計繰入金は、6,607万6千円の増額であり、財政調整基金に積み立てるための各特別会計からの繰入金が増額となるものであります。内訳は、角間川更生園特別会計繰入金が1,366万3千円、介護保険特別会計繰入金が5,241万3千円となっております。

6款繰越金は、2,146万5千円の増額であり、前年度繰越金を全額計上するも

のであります。

7款諸収入の17万円の増は、組合預金利子の増額分であります。

8款組合債は、消防車両更新事業の財源の組み替えや契約差額が生じたことにより、4,210万円の減額となるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は10ページからとなります。

3款民生費1項1目社会福祉法人助成費は、1億2,164万9千円の減額であり、水交会对する補助金を事業実績に合わせて補正するものであります。

6款消防費1項1目常備消防費は、2,709万2千円の減額であり、内訳は、人事院勧告や人事異動等に伴う人件費の補正を行うほか、需用費の不用額及び委託料の契約差額を減額するものであります。2目施設整備費につきましては、消防車両5台の更新に係る契約差額を減額するものであります。

8款諸支出金1項1目財政調整基金費は、8,805万3千円の増額であり、一般会計を含めた各会計繰越金の未補正分や、財政調整基金利子増額分及び組合預金利子増額分を積み上げるものであります。

次に、「議案第4号 平成21年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

補正予算書は15ページから、議案説明資料は7ページからとなります。

今回の補正は、事務費と諸支出金は増額補正を、地域療育等支援事業費については減額補正を行うものであり、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,423万2千円を追加し、補正後の総額を2億7,007万7千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は20ページからご覧願います。

1款自立支援費は、1,181万6千円の増額であり、内訳は、本年度途中から実施されている「福祉・介護人材の処遇改善事業」に係る助成や、利用者の負担を応益負担から応能負担とする自立支援法の見直しなどにより、施設入所自立支援費、短期入所自立支援費及び共同生活援助事業自立支援費にそれぞれ増額が見込まれるものであります。

2款分担金及び負担金の1項2目利用負担金につきましては、自立支援法の見直しなどにより220万9千円の減額となっております。

3款県支出金は、県から受託している障害児等療育支援事業の契約実績に合わせ、29万4千円を減額するものであります。

6款繰越金の505万6千円の増は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

7款諸収入2項1目民生費受託金は、13万7千円の減額であり、大仙市との事業受託契約実績に合わせて補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は22ページからとなります。

1款事務費は、100万円の増額であります。内訳は、人事院勧告や人事異動に伴う人件費の補正を行うほか、「福祉・介護人材の処遇改善事業」の実施に伴い、臨時

職人に一時金を支給するための賃金を予算措置するものであります。

4款地域療育等支援事業費は、43万1千円の減額であり、一部事業の実施回数の減少などの理由により生じた賃金不用額を補正するものであります。

6款諸支出金1項1目一般会計繰出金は、1,366万3千円の増額であり、繰越金を一般会計に繰り出して財政調整基金に積み立てるものであります。

次に、「議案第5号 平成21年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

補正予算書は26ページから、議案説明資料は9ページからとなります。

今回の補正は、総務費、基金積立金及び諸支出金については増額、保険給付費と地域支援事業費については減額するものであり、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,942万2千円を追加し、補正後の総額を131億8,648万4千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は31ページからとなります。

1款介護保険料は、3,254万7千円の増額であり、当初見込みより収納率が高くなることにより増収が見込まれるものであります。

2款分担金及び負担金1項1目構成市町負担金は、2,065万6千円の減額であります。内訳は、1節介護給付費負担金の減額は給付実績の減、2節地域支援事業費負担金の減額は事業実績の減、3節職員給与費等負担金の増額は人件費の増、4節事務費負担金の減額は事務経費の減によるものであります。

4款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は33万6千円の増、2項国庫補助金1目調整交付金については190万円の減となっており、いずれも給付実績に合わせて補正するものであります。

同じく2目地域支援事業交付金792万円の減は、事業実績によるものであり、その内訳は、介護予防事業分が912万5千円の減、包括的支援事業・任意事業分は120万5千円の増となっております。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、給付実績に合わせて3,446万1千円を減額するものであります。

2項県補助金1目地域支援事業交付金は、396万1千円の減額であり、内訳は、介護予防事業分が456万3千円の減、包括的支援事業・任意事業分は60万2千円の増であります。

6款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は3,149万9千円の減額、2目地域支援事業支援交付金は1,095万円を減額するものであります。

なお、4款から6款までの補正は、すべて保険給付費と地域支援事業費の実績に伴う増減であります。

7款財産収入の75万6千円の増は、基金利子の増額分であります。

8款繰入金1項1目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の578万3千円の増

は、介護報酬改定による介護保険料の上昇を抑制するため、基金からの取り崩し額を増額するものであります。

9款繰越金は、前年度繰越金を全額計上するものであり、2億1,074万7千円の増額であります。

10款諸収入の60万円の増は、組合預金利子の増額分であります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は35ページからご覧願います。

1款総務費1項1目一般管理費は、907万円の増額であり、内訳は、人員増などに伴う人件費の予算措置と、印刷製本費の契約差額の減額であります。

3項介護認定審査会費の710万円の減は、介護認定申請件数の減により生じた認定審査会委員報酬、主治医意見書作成料及び認定調査委託料等の不用額を減額するものであります。

2款保険給付費1項1目介護保険サービス給付費は、1億6,623万9千円の減額であります。これは、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の利用実績が見込みを下回ったことによるものであります。

2目介護予防サービス給付費の3,867万8千円の増につきましては、利用実績が見込みを上回ったことが原因であります。

2項その他諸費の9万7千円の減は、介護サービスの利用減に伴い、国保連に支払う審査支払手数料も減額となるものであります。

3項高額介護サービス等費3,703万8千円の増は低所得者の利用増による増額、4項特定入所者介護サービス等費1,542万6千円の減は新規事業所の開設が当初見込んでいた時期よりも遅れたことによるサービス利用減に伴う減額であり、本年度創設した5項高額医療合算介護サービス等費については、実績見込みを予算措置するものであります。

2款保険給付費全体では、1億499万6千円の減額となります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防事業費は、3,650万円の減額であり、これは、特定高齢者把握事業実績が見込みを下回ったことなどにより、構成市町への事業委託料が減額となることが原因であります。

2目包括的支援事業・任意事業費の301万3千円の増は、地域包括支援センターの人件費増に伴う委託料の増額によるものであります。

なお、3款地域支援事業費全体では3,348万7千円の減額となります。

5款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金は、1億5,181万2千円の増額であり、繰越金に含まれていた20年度の保険料や、本年度の保険料増額分などを、今後の給付費に充てる財源として積み増しするものであります。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の15万4千円増は、基金利子の増額分であります。

7款諸支出金1項2目償還金は、7,155万6千円の増額であります。内訳は、過年度の給付費及び地域支援事業費負担金等の精算に伴う通常の返還金のほか、平成18年度から平成19年度にかけて地域支援事業の一環として実施した、配食サービスに係る返還金と20年度分の精算分の合計359万5千円も含まれております。

2項1目一般会計繰出金は、5,241万3千円の増額であります。繰越金を全額補正し、一般会計に繰り出した後、財政調整基金に積み立てるものであります。

2月補正予算に引き続き、「議案第6号 平成21年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金の一部変更について」のご説明をいたします。

議案説明資料の13ページをご覧ください。

本案は、組合規約第11条第2項の規定に基づき、平成21年第1回定例会で議決をいただきました議案第15号の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

ただいまご説明いたしました、議案第3号一般会計補正予算(第2号)を受け、社会福祉法人助成費負担金については7,202万6千円の減額、消防費負担金については682万1千円の増額。議案第5号介護保険特別会計補正予算(第3号)を受け、介護保険費負担金については2,065万6千円を減額し、平成21年度の負担金総額を、大仙市25億9,914万3千円、仙北市9億3,616万円、美郷町6億7,800万7千円、計42億1,331万円とさせていただくものであります。

以上、議案第3号から第5号までの平成21年度2月補正予算と、議案第6号平成21年度組合経費に係る負担金の一部変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第3号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第4号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第5号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第6号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第7号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」

日程第10「議案第8号 平成22年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算」

日程第11「議案第9号 平成22年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」

日程第12「議案第10号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合経費に係る負担金について」の4件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

それでは議案第7号から第9号までの平成22年度当初予算と、議案第10号の平成22年度組合経費に係る負担金について、一括してご説明申し上げます。

予算案につきましては、地方自治法第211条第1項の規定に基づき、当組合における一般会計と2特別会計、合わせて3会計の平成22年度当初予算について、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、はじめに議案説明資料の14ページをお開き願います。

はじめに総括表をご覧ください。全会計の総額であります。164億4,155万6千円となっております。前年度当初比較で4億1,206万2千円、率にして2.57%の増となるものであり、介護保険特別会計における保険給付費等の伸びが主な要因となっているものであります。

それでは、各会計毎の主な項目について、順次ご説明をさせていただきますが、議案説明資料と予算書を参照しながらお聞きいただきたいと思います。

はじめに、「議案第7号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計予算」についてご説明申し上げます。予算書の1ページでございます。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億3,067万8千円で、前年度当

初比較で6,259万9千円、率にして2.24%の減となっております。

歳入からご説明いたします。予算書の方は8ページからご覧願います。

1款分担金及び負担金は、24億8,532万2千円であります。事務費、社会福祉法人助成費、斎場費、病院群輪番制事業費、休日救急医療連携事業費、がん診療連携拠点病院支援費、へい獣保冷センター費、消防費に係る負担金を構成市町に求めるものであり、歳入総額の91.0%を占めております。

社会福祉法人助成費負担金は、減額となっておりますが、あくまでも当初予算比較上の減額でございまして、先程補正予算説明でも申し上げましたとおり、施設本体工事年度の変更により本年度の負担金については減額補正を実施しておりまして、実質的には22年度の負担金額が多くなるものでございます。

休日救急医療連携事業費負担金は、大幅な増となっておりますが、休祭日救急医療センター特別会計分として積み上げていた財政調整基金約410万円を、会計廃止に伴い全額を取り崩して21年度の財源として充当していたものが22年度は無くなること、また、市立角館総合病院内における事業に係る負担が新たに発生することなどによるものであります。

消防費負担金についても大幅な増額となっておりますが、これは、消防車両更新事業に係る財源の一部を、財源的に有利な構成市町の合併特例債に求めたことによるものであります。また、消防費負担金には、701万8千円の特別負担金が含まれており、この主な内訳は、はしご付き消防自動車改修事業に係る償還費として、平成18年度実施の大曲消防署配備車両分が263万5千円の大仙市の負担、19年度実施した田沢湖分署配備車両分が223万3千円の仙北市負担、などとなっております。

2款使用料及び手数料は、2,484万2千円であります。内訳は、3つの斎場の使用料が2,275万円のほか、へい獣保冷センター使用料とへい獣集荷処理手数料、危険物貯蔵設備の検査手数料などであります。

4款繰入金は、1億2,962万5千円となっております。

説明資料の21ページをご参照願いたいと存じますが、基金繰入金は、一般会計及び各特別会計の財源充当分として財政調整基金を取り崩すものであります。22年度の取り崩し額は、総額1億2,962万3千円となり、取り崩し後の残額は6,707万8千円となる見込みでございます。

議案説明資料は14ページに戻っていただきたいと存じます。

各特別会計繰入金は、21年度決算に伴って生じる繰越金等を、財政調整基金に積み立てるために繰り入れるものであり、当初予算におきましては存置計上としております。

5款繰越金は、前年度繰越金として存置の計上となっております。

6款諸収入は、5,968万7千円であります。主な内訳は、社会福祉法人水交会展貸付金の返還金が3,800万円、県消防学校等への派遣職員人件費交付金約1,6

5 1万1千円、秋田自動車道救急業務支弁金約4億69万6千円等でございます。

7款組合債は、3,120万円であります。消防ポンプ車3台の更新に係る借入分であります。なお、この事業につきましては、組合債のほかに、先程もご説明申し上げましたとおり、合併特例債を財源とさせていただきたいと思っております。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書は12ページからになります。

1款議会費は、54万4千円で、議員報酬と費用弁償等でございます。

2款総務費は、7,763万1千円あります。一般管理費では、人件費が6,168万6千円と79.6%を占めているほか、一般事務経費と、交流センター内の広域事務所経費として大仙市への負担金78万6千円及び職員互助会交付金150万円等あります。監査委員費は、報酬や費用弁償等、17万1千円の計上でございます。

3款民生費は、前年度当初比較で2,065万6千円の減の1億6,003万3千円となっており、内訳は、社会福祉法人水交会に対する補助金1億2,203万3千円と貸付金3,800万円あります。補助金の内訳であります。後三年鴻声の里移転改築事業分が9,764万2千円、派遣職員人件費差額分が2,305万3千円、及び改築に係る県貸付金償還費分が133万8千円となっております。なお、改築にあたっては県のほかに福祉医療機構からも借入れを予定しておりますが、元利償還金に対する広域の助成が条件となっております。予算書4ページをご覧頂きたいと存じますが、予算書4ページにありますとおり、秋田県貸付金元金償還分及び福祉医療機構貸付金元利償還分についての社会福祉法人助成費について、債務負担行為を設定するものでございます。

4款衛生費は、9,983万4千円でございます。

斎場費は、5,816万円で、前年度当初比較で168万8千円の減額であります。主な経費は人件費のほか、毎年度実施しております火葬炉の補修工事費や火葬用燃料費等あります。また中央斎場と大仙市営西仙北火葬場の合築関連経費として、改築検討委員会報酬や改築基本計画策定業務委託費等、44万5千円を計上させていただいております。

病院群輪番制事業費は、2,478万3千円で、仙北組合総合病院、大曲中通病院、市立角館総合病院に対する事業費補助金であります。

休日救急医療連携事業費は、689万1千円で、経費の主な内容は、看護師賃金や事業運営費要する負担金でございます。なお、4月から新たに3者連携事業として開始される市立角館総合病院での事業に係る経費として、約90万円を予算計上しております。

がん診療連携拠点病院支援費は、1,000万円ありまして、本事業は、広域圏唯一のがん診療連携拠点指定病院である仙北組合総合病院に対し、単年度1,000万円を5年間補助するものであり、平成21年度から行っておりますので、平成22年度は2年目にあたるものでございます。

5款農林水産業費は、409万9千円で、へい獣保冷センターに係る経費であります。

6款消防費は、22億4,250万4千円で、前年度当初比較で2,751万7千円の減となっております。この主な要因は、人件費や車両購入費等の減によるものでございます。

常備消防費は、21億4,179万4千円で、人件費の占める割合が93.1%となっております。主な新規事業に係る経費として、10月に大仙市において開催予定の秋田県総合防災訓練に係る時間外勤務手当320万4千円、平成15年度貸与の消防用の通常の活動服250着分の更新経費として742万4千円、また、21年度に引き続く経費としては、救急救命士2名の要請に係る経費468万円、21年度から2年間の総務省消防庁への職員派遣研修経費として425万2千円などを計上しております。

議案説明資料は16ページをご覧ください。

施設整備費については、1億71万円で、前年度当初比較で2,759万4千円の減となっております。最も大きな事業は、車両更新計画に基づくポンプ車3台の更新経費でありまして、西分署分ポンプ車、角館消防署ポンプ車、大曲消防署ポンプ車、計3台でございますけれども、何れも車令が16年～20年という経過をいたしております、1台当たりポンプ車3,100万～3,230万円を要します。ほかに、22年度から女性消防士2名の宿直勤務を可能とする、いわゆる隔日勤務に対応するための大曲消防署庁舎仮眠室・トイレ等改修工事費332万9千円、角館消防署訓練棟塗装工事費86万4千円などを計上しております。

7款公債費は、7,902万9千円であります。消防施設整備事業債に係る償還費が多くを占めているほか、一時借入金の利子を計上しております。

8款諸支出金、6,500万4千円は、基金取崩分の各特別会計への繰出分等であります。

9款予備費は、前年度同額の200万円計上であります。

次に、「議案第8号 平成22年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計予算」についてご説明いたします。予算書は28ページをお開き願います。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,282万3千円で、前年度当初比較で697万8千円、率にして2.73%の増となっております。

歳入からご説明いたしますので、予算書の方は33ページからご覧ください。

1款自立支援費は、1億8,129万1千円であります。障害者自立支援法の見直し等により、施設入所分、短期入所事業分及び共同生活援助事業分が増額となったほか、新たに処遇改善事業分の収入が見込まれることにより、前年度当初比較で1,532万9千円の増となっております。

2款分担金及び負担金は、5,376万9千円であります。構成市町負担金2,1

87万8千円は、前年度当初比較で355万円の増となっておりますが、これは基金取崩額を前年度より500万円減額したことが大きな要因であります。利用者負担金は3,189万1千円で、施設入所分のほか、各種事業に係る利用者の負担分であります。なお、前年度当初比較で641万5千円の減となっておりますが、法の見直しで応益負担から応能負担に改正されたことにより利用者の負担が軽減されるものでございます。

3款県支出金は、障害児等療育支援事業県委託金として、前年度当初比71万5千円減の378万5千円を計上しております。

4款寄附金は、存置項目であり、

5款繰入金は、前年度当初比較500万円減の500万円となっておりますが、数年後に予想される改築事業を考慮いたしまして、取り崩しの額を抑えたことによるものでございます。

6款繰越金も、存置計上、

7款諸収入は、1,897万6千円でございます。民生費受託金の相談支援事業分と障害児集団訓練事業分は、歳出4款地域療育等支援事業の一環として大仙市から受託するものでございます。放課後生活支援事業分と日中一時支援事業分は、利用者居住市町からの受託収入であります。入所利用者作業収入655万2千円は、主にスノーボールの売り上げ等となっております。

続いて、歳出をご説明いたします。予算書の方は36ページからご覧ください。

1款事務費は、1億9,240万8千円でございます。職員19人に係る人件費が87.0%を占めております。その他の事務経費の内訳は、臨時職員賃金や消耗品費、借上料、研修旅費等であります。前年度当初比較で605万5千円の増であります。これは共済組合費に係る負担金率の増のほか、先に申し上げましたとおり、福祉・介護人材の処遇改善事業に要する経費として、直接処遇に携わる臨時職員の賃金等を予算措置したことによるものであります。

2款事業費は、5,357万4千円であります。内訳は、調理業務委託料が3,159万6千円のほか、光熱水費や利用者の作業等に係る経費であります。

3款共同生活援助事業費365万6千円は、角間川更生園がバックアップ施設となっております。現在5人が入所している「グループホームかわみなと寮」に係る経費で、主な内訳は世話人の賃金等であります。

4款地域療育等支援事業費は、783万8千円であります。圏域内で暮らす障害児・者の外来療育や相談支援を主とする事業で、県や大仙市との委託契約に基づいて実施する事業であります。臨時職員やパート賃金、事業の拠点としている「地域サポートセンター」の維持管理費が主な経費でございます。

5款 放課後生活支援事業費は、484万6千円ございまして、大曲養護学校児童・生徒の放課後や夏休み・冬休み期間中の支援を構成市町から受託する事業とし

て、臨時・パートの person 費が主な経費でございます。

次に、「議案第9号 平成22年度大曲仙北広域介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。予算書の方は47ページとなっております。

予算総額は、歳入歳出それぞれ134億4,805万5千円で、前年度当初比較で、4億6,768万3千円、率にして3.60%の増となっております。

歳入からご説明いたしますので、予算書の方は52ページからご覧願います。

1款介護保険料は、22億5,653万円で、前年度当初比較で117万8千円、率にして0.05%の減でございます。収納率は、現年度保険料が98%、滞納繰越分については23.5%で積算しております。

議案説明資料は18ページをご覧いただきたいと存じます。

2款分担金及び負担金は、18億8,273万3千円で、前年度当初比較で8,349万8千円、4.6%の増となっております。財政調整基金からの繰入れを前年度同額の6,000万円としても、保険給付費の増等により、構成市町の増額負担が必要となるものでございます。

3款使用料及び手数料、30万1千円は、介護保険料の督促料等でございます。

4款国庫支出金、5款県支出金、6款支払基金交付金につきましては、歳出2款保険給付費や地域支援事業費、民生費に対して法定割合によって算出される負担金、補助金、交付金でございます。

7款財産収入は、存置項目でございます。

8款繰入金は、9,433万8千円であり、内訳は介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金が3,433万8千円、財政調整基金を取り崩して一般会計から繰り入れる額が6,000万円でございます。

9款繰越金は、保険料の歳出還付金充当分など、134万2千円の計上でございます。

続いて歳出をご説明いたします。予算書の方は57ページからになります。

1款総務費は、2億6,489万9千円でございます。総務管理費では、第4期事業用の介護保険パンフレット印刷製本が終了したことや、システム保守委託料の見直し等の減額要素があるものの、平成21年4月に事業監査班を新たに設置した事による person 費の増や、老朽化が著しい保険料徴収員用の車両2台の新規リース等により、前年度当初比較で866万3千円の増となるものでございます。また、介護認定審査会費では、認定申請件数の増に伴う主治医意見書作成料等の経費増が見込まれることから、841万6千円の増額をお願いするものでございます。

2款保険給付費は、127億8,333万3千円であります。各サービス全般において、要介護者の増加に伴う利用増が見込まれることに加え、居宅介護サービスでは21年度開設の短期入所生活介護事業所が本格稼働すること、施設介護サービスでは2カ所の介護老人福祉施設で計50床の増床が計画されていること等が要因となりま

して、前年度当初比較で5億627万6千円、率にいたしまして4.1%の大幅な増となるものであります。

3款地域支援事業費は、3億7,673万円であります。予防事業費は、特定高齢者把握事業の減により減額となりますが、包括的支援事業・任意事業費については、地域包括支援センターの増員等により人件費が増額となり、地域支援事業費全体では、前年度当初比較で3,545万2千円、率にして10.4%の大幅な増となるものであります。

議案説明資料の20ページをご覧ください。

4款民生費は、低所得者に対する交付金事業費として87万8千円の計上でございます。

6款公債費は、一時借入れが発生した場合の利子として、86万4千円を計上したものでございます。

7款諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金等の、134万4千円であり、

8款予備費は、前年度同額の2,000万円の計上でございます。

以上、議案第7号から第9号までの、平成22年度当初予算についてご説明申し上げましたが、引き続きまして「議案第10号 平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金について」ご説明申し上げます。

議案説明資料の22ページをお開きください。

本案は、大曲仙北広域市町村圏組規約第11条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案第7号から議案第9号までの平成22年度当初予算に伴う構成市町負担金であり、その詳細一覧につきましては説明資料の23ページから26ページのとおりでございますが、ここでは総額ベースのご説明をいたしたく、議案説明資料の28ページの比較増減表をご覧いただきたいと存じます。

負担金総額では、最後の合計欄のとおり前年度当初比較で9,076万2千円、率にして2.11%増の43億8,993万3千円となるものであります。これを、各負担により算定した結果、大仙市は、前年度当初比で4,716万6千円増の26億9,912万5千円、構成比で申しますと61.5%に相当いたします。仙北市は、前年度当初比3,036万9千円増の9億8,542万円、構成比では22.4%となります。美郷町は前年度当初比1,322万7千円増の7億538万8千円でございます。構成比で16.1%になりましてこれを各構成市町負担金と定めるものでございます。

消防車両の更新事業の財源を財政的に有利な合併特例債に求めた事による消防費負担金の増が約2,500万円、これは後ほど各構成市町に交付税分として入っていくわけですが、一応形上は消防費負担金の増が2,500万円となるものでございます。保険給付費の大幅な増加による介護保険費負担金の増が約8,300万円などとなっておりますが、可能な限りの財政調整基金取崩、及び計上経費の縮減等により、

構成市町負担金の増加を出来るだけ抑えた予算としたものでございます。

なお、管理者の挨拶でも申し上げたとおり、消防費負担金と介護保険費負担金につきましては、議案説明資料の26ページのとおりより実態に合った負担割合を新たに定めまして、何れも激変緩和期間を5年間と設定いたしました上で平成22年度当初予算から反映させていただいておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第7号から議案第9号までの平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計並びに各特別会計予算と、議案第10号の平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合経費の負担金について一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (児玉裕一君)

これより、質疑に入ります。

議案第9号につきまして質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番、佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

はい、14番。私は議案第9号の介護保険特別会計に関連してお尋ねいたします。内容は特別養護老人ホームの増設についてお考えはないかということでございます。前回の定例会におきまして、私は特養ホームの待機者の状況についてお尋ねした経緯があります。その後半年近く経ちまして、いずれ昨年10月1日時点での待機者が406人というふうなことで半年前よりもまた28人増えているという実態になっているわけです。議案説明の中でも特養の既存施設での増床が50床と言うこともあるわけですが、いずれ50床あるいは22年度末までもう一カ所で10床という計画があるようではありますが、何れこの60床の増床では今の待機者に追いつくものではありません。そういうことで、特養施設と特養ホームの増設というのがこの広域仙北ではどうしても必要なのではと思うわけですが、第4期の介護保険事業計画の中には特養ホームの増設計画というのが盛り込まれていないわけですので、是非とも年々増える重度の4・5という重度の要介護者の入所がもっと、待機者が少しでも解消されるように、整備計画に特養ホームの増設を盛り込むべきではないかともうわけでありまして、これへの見解をお聞かせください。

議長 (児玉裕一君)

答弁を求めます。介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

ただいまの佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。

特別養護老人ホームの増設を求めることについてでございますけれども、大曲仙北管内の特養ホームの利用申込者いわゆる待機者につきましては、平成20年4月が453人、同年10月368人、平成21年4月が378人、同年10月が406人と

推移しております。また、管内の特養ホームの整備状況でございますが、現在17施設、定員が942人となっております。平成22年1月分のデータによる特養ホームの利用者でございますけれども908人おります。そのうち要介護度4ないしは5の利用者は677人で、およそ75%の方が占めており重度要介護者の施設としてのその役割を担っておるところでございます。

また、管内の要介護度4・5の認定者でございますけれども、1月現在合わせまして2,357人でございます。その方々の介護サービスの利用状況を見ますと特養入所者、先程の677人の他にでございますけれども、老健施設が317人など施設サービスが993人、またグループホーム61人、特定施設40人、小規模多機能型17人など地域密着型サービス利用者が133人、さらには居宅サービス利用者1,055人につきましても、ショートステイの利用者の477人のほか、介護保険施設以外の有料老人ホームに入居し訪問介護を利用されているケースや入院などの理由で介護保険を利用していないケースなど、主に家族介護によらないケースなどがあり、その態様は多岐にわたっておるところでございます。

そうした中で、線引きは難しいことではございますけれども国では申込者全員が直ちに入所を必要とする待機者ではないという見解を示しておるところでございますけれども、そうした場合でも介護サービスに対します実績や信頼度、また自己負担額の多寡などの理由によりまして、特養ホームへの入所を希望されるケースが多くなるという実態がございます。

ご質問の待機者解消のための施設整備計画でございますけれども、国では平成16年に介護保険制度の運用につきまして予防重視、在宅重視の観点から地域ケアの推進と施設サービスの見直しを図っております。その中で16年度の要介護度2～5の認定者に占めます特養等介護保険3施設また介護専用の居住系サービス利用者の割合、当時の41%を平成26年度まで1割引き下げ37%以下にすることを目標に定めております。この水準については現在も維持されておるところでございますけれども、これに対しまして当組合の平成22年1月の要介護度2～5の占める割合は、4,583人中1,924人ということで42.0%という水準になっております。

また、特別養護老人ホームを整備する場合、現行制度では都道府県の介護保険事業支援計画で示される各圏域の入所定員数の見込量に載せて頂く必要がございます。市町村保険者単独では計画を進めることができない仕組みとなっておりますので、引き続き地域事情を考慮した施設の新設やベット数の増床につきまして、国・県に対して要望をしていく必要があると考えておるところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今後の整備計画につきましては、先に申し上げました参酌標準また、県の支援計画に基づき、平成23年度に行います第5期介護保険事業計画で検討することになりますが、介護サービス基盤整備について現政権のマニフェストでは、全国で約40万人を超える施設入所待機者を解消するため、現行計画の

およそ3倍のスピードで特別養護老人ホームなど質の高い施設整備の実践を掲げておりますので、この後の具体的な進展を期待してまいりたいと考えております。以上です、。

議長 (児玉裕一君)

14番、再質問はありませんか。

議員 (佐藤文子君)

はい、答弁ありがとうございます。まず一つは現状は、特養ホーム以外の特養の肩代わりとなるようなグループホームでの4・5の入所、あるいはショートステイの活用などに使われているということでございますけれども、いずれにしてもそれらに満足しているのであれば、特養ホームの待機者が年々増えて406人もいるというふうな数字にはならないと思うんですね。そういう意味で答弁にもありましたように、費用の問題あるいはサービスの内容等でやっぱり特養ホームに入りたいという方がいるわけなんです、国の示している基準で、重度の特養入所者の比率を7割以上にするというふうなことのようなんですけれども、すでに現在の数字で現在の入所者でもって7割以上になっているというふうなことでありますので、これ以上特養に4・5の方々を受け入れていただくには増設しかないとはっきりしていると思うんですね。そういう風な意味で、実情に合わせてやっぱり管内での特養施設を増設していかなきゃなんないというふうなことを国にきちんと求めていくというふうなことがどうしても必要になるのではないかと思います。そして、今待機している406人の方々のうち、205人、50%以上が要介護4・5なんですね。ですから205人は何らかのサービスを受けながらもなんとか空きを待っているという、これが永遠とこれからも続くわけですね。団塊の世代のみなさんがこれからもグンと増えていくという事も見ますと、これから特養に入りたくても入れない、そうした方々がこれから益々もっと増えるところといった実情に見合った施設整備というものをしっかりと国の基準にあんまりとらわれずに、実態に即してやっていくべきでないかと私は思いますので、新政権によるマニフェストに基づく今後の対応を動向を見たいという答弁でもありましたが、何れこれは広域介護保険事業をやっている事業主体がら、しっかりと要求もしていかなければ絶対にとれない問題だと思いますので、大変切実な問題だということでも要求も含めてお話したところでございますけれども、答弁できるようでありましたらお願いいたします。

議長 (児玉裕一君)

答弁を求めます。介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

はい。ただ今のご質問にお答え申し上げます。

介護度の4・5の重度者が特養を希望するということは、今申し上げましたように他の施設よりもサービスの面、また費用等の面で有利だということが実態にあります。

介護される方、様々なサービスを用意しておるわけですので、現在のグループホームなり特定施設なりそういう施設でも対応できるようレベル向上させ、そういう職員を常駐させて加算をとる仕組み等、制度的には現在進行中でございますので、出来るだけそういうサービスが特養に劣らないサービスが出来るように制度的にも実際に運営している施設に対しても頑張ってくださいようにそれが一つ必要ではないかと思っております。必ずしも特養でなくても是非対応できる仕組みを国の方で考えておりますけれども、やっていくことが必要ではないかと思っております。また、現実問題、そうは申しまして高期高齢者のそういったサービスが必要な方が増えてまいりますので、本当に重度な方はやはり特養でなければという方も出てくると思いますのでそこは最低限整備していくということが必要になるのではないかと思っております。いずれ、各都道府県でそういう計画を実施していくわけですが、そこに施設を増やしてもらいたいということを要望していかなければならないと考えております。以上です。

議長 (児玉裕一君)

はい、14番、再々質問ありますか。

議員 (佐藤文子君)

はい。特養施設に代わるグループホーム等ということもありました。ところが、こういう地域密着型施設というものは本来、軽度の人たち、比較的安定した方々という方々を居住させて介護を含めて生活するとそれに対する支援ということで、本来グループホーム等の機能・生活というものは、特養の生活とは全く異なるもので、在宅サービスの一つの居住サービスの一環なんですけれども、そういう意味では現在大仙市管内でもグループホームでは民間の事業所で大変沢山作っていただきましたけれども、その入所定員というのは9人、あるいは15人・20人という小規模なものが実態なのでありますので、そこに入っておられる重度の方々というのは4・5各施設それぞれ1人から2人というのが実態なわけです。そういう意味で民間が作っている地域密着型施設というふうなところで、特養が必要な重度の介護者をこれ以上を受け入れるというのは体制上難しいものがあると私は現実そう思っています。そういう意味で再答弁いただきましたけれども、改めて県あるいは国に対して今のこの特養施設の必要性を強く訴えていながらこの参酌基準とらわれずに実情に合わせた施設整備が必要なのではないかと是非とも訴えていただきたいということと、是非この事業所としてもコメントを頂きたいと思っております。社会福祉法人等がこういう特養を作っておられますけれども、民間の事業者が果たしてこういう特養ホーム等を作っていくそういう見通しが今後出てくるかどうか分かりませんので、そういう点でもやっぱり介護保険事務所としても大型の特養施設の基盤制度にはある程度責任をもってやっていかなければならないのではないかと、もしお考えがあれば良いんですが、お願いします。

議長 (児玉裕一君)  
答弁を求めます。佐々木介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)  
はい、特別養護老人ホームは市町村公共団体、もしくは社会福祉法人でなければ建てられないという制度がありますので、そこらへんも市町村の考え方も確認しなければならないと思っております。現在、各市町とも民営化の方向に進んでいるところもありますのでこれからの社会福祉法人の方々が取り組む環境をいかに作っていくのかそういうことが必要になるのではと思っております。

議長 (児玉裕一君)  
他に質疑ありませんか。

議員 (大野忠夫君)  
はい、議長。

議長 (児玉裕一君)  
はい、9番、大野議員。

議員 (大野忠夫君)  
はい、通告してなくても良いですか。  
今年の1月に消防団の出初め式がありました。非常に雨だったかみぞれだったか大変な天気の中で洗練と行進を行いました。この消防団の方々の消防服といいますか作業服といいますかあの服を着て皆さん行進をしておったわけですが、表彰する式典の場に見えたときに、寒くてしょうがないとこういう話でありました。着替えはないんだという話、私伺った訳ですが、消防の活動服こういうものについては一定の期間において、何年に1着貸与するとかそういう基準はないもののでしょうか。そこを一つ伺いたいと思います。それから合わせて、消防団と消防署とのいろいろな仕事上の問題、あるいは訓練の問題も含めて交流を持つと言いますか対話する場というのはあるかと思いますが、こういう場で話が出てくるのは非常に不満を持っているといいますが、十分な装備をしていただけない、長靴が穴が空いてもなかなか交換できない、なかなか初歩的なことがよく言われることです。これなどについても対応の仕方もあるかと思いますが、今日、今日の更新の予算書の中にも全職員に15年に貸与されたものだと、今年22年、6年7年と全くこれから見ますと一定の基準があって貸与はないのかなと、非常に残念だなと思うわけですが、よく、消防の行事の時もみなさん来賓の挨拶を聞くわけですが、消防の団員の方、ボランティアで市民の財産と命を守るために一生懸命頑張っていることに感謝申し上げると言葉が良く聞かれます。この言葉と、今私が述べたこととどうも裏腹のように思えてしょうがない、その部分も含めてご答弁いただければありがたいと思います。

議長 (児玉裕一君)  
はい、答弁を求めます。栗林管理者が答弁するそうです。

管理者

(栗林次美君)

広域消防と消防団と両方の関係ですので私の方から答弁させていただきます。

まず、広域消防の活動服につきましては前々からこれを更新したいと思っておりますけれども、全体の予算の関係でなかなか更新できなかったことを大変申し訳なく思っております。広域消防の方も消防自動車から救急からはじめてそれから現場で着る服とかそういうことを優先して普通の活動服については一番最後になってしまいましたけれども、22年度で15年から丸6年、ちょうど痛んだものもあるということですので、22年度でこれを更新したいということですので、よろしくお願ひします。それから、消防団の活動服・作業服ですが、消防団の方はそれぞれの自治体で担当しているわけでありましたが、それぞれの自治体でも、私ども大仙市でもそうですが計画を立てながらなかなか完全な消防団の皆さんからの要望されるとおりにいきませんけれども、大型積載車あるいはさまざまな装備類関係の計画を立てながら消防団の皆さんと話し合いながら万全とはなかなかいきませんが要望に応えるよう消防団の皆さんとの関係についても良くしていかなければならないと思ひます。もうひとつ広域消防と消防団の関係であります、それぞれ消防団の訓練その他、さまざまなことで広域消防が主導的な立場でこの消防団の皆さんと様々な作業やら、あるいは日常的な話し合いなど行われると聞いておりますが、広域消防240名台の定員でしか活動出来ておりませんので、その下支えをしてくれるのは消防団でありますので、その関係がより適切緻密になって初めて安全安心防災が達せられると思ひますのでその辺は議員ご指摘のとおりよりいっそう緻密な連携を含めてさまざまな活動をしてまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

議長

(児玉裕一君)

はい、9番、再質問はありませんか。

議員

(大野忠夫君)

ありません。

議長

(児玉裕一君)

他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第7号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第8号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第9号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第10号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

この際、議事の都合上暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、専任の副管理者の選任についての人事案件が管理者より提出されましたので、お手元に配布いたしました日程表のとおり、本日の日程に追加し議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

従いまして、お手元に配布いたしました日程表のとおり、本日の日程に追加し、議題とします。

追加日程第1「議案第11号 副管理者の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

管理者より提案理由の説明を求めます。栗林管理者。

管理者

(栗林次美君)

「議案第11号 副管理者の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

本案は、当組合専任副管理者の鎌田榮治氏の任期が、来る平成22年3月31日をもって満了しますが、同氏を再任いたしたく、大曲仙北広域市町村圏組合規約第8条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い

議長

申し上げます。

(児玉裕一君)

鎌田副管理者の退席を求めます。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第11号」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

この際、議事の都合上暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま再任されました鎌田副管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。鎌田副管理者。

副管理者

(鎌田榮治君)

ただいまは、専任の副管理者の選任にご同意を賜り誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。私は平成18年の4月に就任以来これまで主なものとしてまずは二つの懸案でありました消防施設再編計画の仕上げとなる大曲消防署西分署の建設事業、そして知的障害者更生施設の法人化の方の母体となります社会福祉法人水交会の設立、及び旧後三年更生園の老朽化に伴います後三年鴻声の里、これは本年12月末完成予定でございますけれどもこの改築事業、また、これまでの休祭日救急医療事業を病院・医師会・広域組合の3者連携という新たなシステムによります休日救急医療連携事業への移行、そして第3期から第4期介護保険事業への移行等、ハード・ソフト各事務事業に携わってまいりましたけれども、これらが概ね順調に推移出来ましたのもひとえに議員の皆様をはじめ、正副管理者のご指導ご理解はもとより構成市町や関係機関団体職員のご支援ご協力の賜と深く感謝を申し上げます。この度再任となるわけでございますが、今一度初心に戻り、今後の課題となっております、老朽化が進行している中央斎場及び西仙北火葬場の平成26年度完成を目標とする合築の改築事業計画、また、広域消防救急車両年次整備計画及び消防救急デジタル無線整備計画、さらには平成25年度を目標とする角間川更生園

の社会福祉法人水交会への移行、そして年々増大・多様化いたします介護保険事業への対応等々、重複課題への円滑な推進に向けて引き続き微力ながら尽力をしてみたいと存じますので、なにとぞご愛敬のご指導ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして御礼とご挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

議 長 (児玉裕一君)

日程は終了しましたが、栗林管理者から発言の申し出がありますので発言を許します。栗林管理者。

管理者 (栗林次美君)

はい、ただいま専任副管理者の選任にご同意いただきましてありがとうございます。実は、専任副管理者の給料でございますが、これは組合の規定で大仙市の監査委員に準じるということにしております。これから大仙市議会が始まりますが、給料条例の改正を議会に提出することにしております。もしこれが可決された場合、当面この広域議会を開催する予定がございませんので、議決されれば専決処分をさせていただきたい、われわれ大仙市の給与条例が通りましたら、それに基づいて専決処分をさせていただきたいことをお願い申し上げます。

議 長 (児玉裕一君)

以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成22年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

